



こんにちは

村田 けい子 です

2019. 8.
2.
No. 213

みなさんのご意見・ご要望をお寄せ下さい。フェイスブックやっています。 09
発行9日本共産党立科町議会議員 村田桂子 立科町塩沢1483 ☎026



「条例が法律を先導していく」

条例は「地域個性」「地域総合」「地域先駆」
提中(ダイナカ)富和氏(滋賀大学客員教授)

長野県町村議会議長会主催で議員研修会があり、下諏訪町で行われ、参加しました。

一人目の講師は牛山久仁彦氏で、「町村議会議員の在り方と定数・報酬を巡る諸点について」

1、「強い首長と弱い議会」が特徴の現在の議会から地方分権(=地域のことは地域で決める)時代の議会に求められるものは

- ①政治・行政への住民の広範な意見反映
- ②住民の合意形成
- ③住民の意見を踏まえた政策形成
- ④政策形成を踏まえた自治立法
- ⑤強大な主張権限のチェック(行政の統制) であるとしています。

そして、

2、議員報酬と定数を巡る問題では、議員定数がどんどん減らされ、定数も減少傾向だが、行政の改革「最小の経費で最大の効果を上げる」ことと、議会における定数は「分けて考えるべき」との指摘。やはり町村議会の最大のメリットは、住民に近いことであり、意見を反映しやすいということ。「この地域から議員を」という声は、理のあることであり、やはり**それぞれの自治体の広さや条件により決められるべきこと**であること。

議員報酬も全体的には低報酬(立科町月額19万6千円)これではなり手不足を加速していると指摘。議員の役割と活動に重点を置いた報酬・定数の在り方を具体的に検討することが求められる、として、1常任委員会は少なくとも7.8人必要との指摘がありました。立科町の場合、6人づつなので、委員長を除くと5人の委員で構成され、今年の2、3月の様に2人も議員が辞職すると委員会が3人。ということも起こりました。報酬も議員だけでやっていかれる額が必要です。もっともな指摘に今後議論したいと思います。

議会は民主主義の装置、なくてはならない存在

2人目の講師は、提中富和氏「条例の読み方、政策条例の考え方」と題して講演。

議会あってこそ国民主権が成り立つこと。条例は住民の合意であり、住民を代表する議会以外では条例を作り出すことができない事。それほど重責を担っていることをまず指摘されました。

また、自治体は、旧憲法では中央政府の下請けであったが、現憲法では「**政治行政の主体**」と位置付けられ、自治体の全ての事務について自ら取り決める権限を持ち、議会の役割は格段に重くなったこと。

さらに国の法律と住民ニーズとのずれは頻繁に起こるが、このずれや隙間を埋めるべく地域に合った条例をつくるのは議会の役割であること。など地方議会の原則的な在り方について、熱心に語りかけました。時間になっても話し終わらず、「地方議会の役割の重大さに目覚めよ」と迫っているようでした。

「法律の範囲内でしか条例が制定できないとする論調」があるが、そんなことはなく、すべての権限が地域の議会にはあることを語られました。深い確信となりました。



ルリ玉アザミとヒマワリ



今週のパチリ

梅雨が明けました。我が家の”夏“を代表するのはコレ！なかなか顔を見せなかった太陽が、庭に降り立ったかのようなヒマワリと、水を集めた色の瑠璃色の玉アザミ。今年も梅雨の終わるのを待っていたかのように咲きました。

ニイニイゼミやヒグラシも鳴き始めました。うちの猫は、午前中は物置の日蔭、午後は石の部屋の縁側と涼しいところを知っていて、ぐっったりと横に長く伸びて寝ています。

憲法第25条国民の生存権、国の社会保障的義務

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」



坂東行和氏 気力を振り絞った講義でした。

7.28 佐久地域の「生活と健康を守る会」の総会が佐久市民交流センターで開かれ参加しました。特別講演は御代田町からヘルパー2人の付き添いと車椅子で参加された坂東行和氏。普段は御代田の施設で寝たきりの生活をして居る氏が、6枚にも及ぶレポートを携えて、およそ1時間の講演を行いました。

現日本国憲法の成り立ちの際、GHQの素案には、25条は存在しなかったが、「健康で文化的な生活を保障せよとの要求は、

国民の権利であり、その保障は国の義務である」との立場で帝国議会議員の森戸辰男議員が『受益権』としてこの権利を提示し、帝国議会両院自らはこの25条の挿入を議決したとのこと。

日本人自らが、この生存権を挿入したとのお話に、文字通り、国民の要求から生まれた権利であり憲法であることに確信を持ちました。

また、憲法11条の基本的人権についても、一人ひとりに保証された永久に犯すことのできない固有の権利であること。〇〇をしなければ得られないというような義務と抱き合わせのものではないことも学びました。

憲法の前文に謳われた戦争放棄＝軍事力やそれによる脅しなどは「永久にこれを放棄する」とした9条も、時の幣原内閣、すなわち日本側から提起されたこともあり、現憲法が決して押し付けではなく、日本人自らが提起し、作り上げた憲法であるとの確信を得ました。

気力を振り絞って講演をされた坂東さんの意思も受け継いで、「人間らしく生きられる社会をつくらなくては」と改めて決意した総会となりました。

— 第1回 小さな森のコンサート、大成功！ —



GAWAさんの伴奏で「ハナミズキ」をうたうkananeさん



SHINDENの風」のメンバーとkananeさん、GAWAさん。

7・27 夕方

LUMI-des
(喫茶ルミデス/女神湖通り)

弾き語りGAWAさん



「台風接近中、午後からは確実に雨」の予報を受けて、急きょ午前中からアンプなどの機材搬入と会場設営。森の中ではなく、ガレージの2階を会場にすることとして。テーブルやイス、重い機材を運び上げ、夕方の開演に間に合わせました。

地元西塩沢の住民の方を中心におよそ30人が演奏に耳を傾け、手拍子で盛り上がりました。お食事は浜野みゆきさん（元地域おこし協力隊）の手作りのカレーを中心にサラダやデザートが並び、紅茶などのフリードリンク、手作りスイーツ・スイカの差し入れもあり、高原の夏の夜を楽しみました。ご協力ありがとうございました。



ジャズピアニスト、ジャンキー秦野とテナーサクスのヒトミン